

National Association of Crime Victims and Surviving Families
NAVS

ニュース・レター

VOL.29 2007.2.20

E-mail asunokai@navs.jp URL <http://www.navs.jp>

全国犯罪被害者の会



〒100-8694
東京中央郵便局私書箱1646号

TEL: 03-5319-1773
FAX: 03-5319-1774

VOICE

あすの会設立7周年を迎えて

代表幹事 岡村 獣

1月23日は、あすの会設立7周年に当たる。

あの日、全国から集まった犯罪被害者、一般の人、報道関係者ら280人の熱気に溢れた情況は、今も目に焼き付いて離れない。犯罪被害者運動の先駆者である市瀬朝一さんが亡くなられてから23年、全国の犯罪被害者が集まって悲惨な情況を訴え、犯罪被害者の権利と被害回復制度の実現を目指して立ち上がったのである。犯罪被害者を棄民のように見捨てる日本を、被害者自身の手によって変えようとする、まさに歴史的瞬間であった。

その後は、国会、政党、行政への働きかけ、講演、取材、法律相談など目が回るような忙しさだった。当時、司法制度改革審議会で、司法制度の改革が論議されていたから、刑事司法のなかで犯罪被害者等の権利を実現することに、最も重点をおいた。しかし、その答申では、被害者の権利が全く無視されていた。そこで諸澤先生や弁護士各位の協力を得て、第一次ヨーロッパ調査団を派遣して調査を行ったのである。

その調査報告書に基づいて、犯罪被害者のための刑事司法、刑事訴訟への参加、附帯私訴制度の創設を求める署名運動を始めた。2003年2月に寒風の中、新宿駅頭で街頭署名活動をおこなったのを皮切りに、北海道から沖縄まで全国の街頭に立って署名活動を実施した。知人、友人、企業を通じても署名を集めた。会員は一丸となって頑張った。13万通の署名を集めてくださった企業もあって感激した。その数は最終的には55万通をこえた。各地の自治体

は、堺市議会を先頭に議会決議をして関係官庁に意見書を送ってくださった。その数は107団体に上る。

2003年7月、小泉総理にお会いして要望したのを契機に、自由民主党が取り上げ、2004年12月には全政党一致で犯罪被害者等基本法が成立し、2005年12月には犯罪被害者等基本計画が策定された。基本計画には刑事司法は公のためだけでなく、被害者のためにもあると、あすの会の主張が取り入れられている。最高裁判所判決の変更を迫るものである。

昨年10月から法制審議会刑事法部会で、訴訟参加、附帯私訴の審議が始まり、今年1月30日、被害者参加（訴訟参加は被害者参加と名称が改められた）、附帯私訴制度、公判記録の閲覧贍写の範囲の拡大、犯罪被害者等に関する情報の保護についての骨子が決定された。

その内容については、次号のニュースレターの特集でお知らせする。

被害者参加については、法廷で検察官の隣に座り、検察官と協力して訴訟を行うことになった。一定の条件は付くが被告人や証人に対する質問、尋問や、論告求刑する権利も認められた。附帯私訴については、重罪の故意犯に限られることになったが、刑事判決言い渡し後直ちに民事の審理を始め、4回くらいの審理で損害賠償の決定がくだされるようになった。画期的な刑事裁判の改革である。

今後は、内閣府で検討中の被害回復（補償）制度、少年法改正に全力を尽くさなければならない。

みなさん、今年も頑張りましょう。

— INDEX —

VOICE あすの会設立7周年を迎えて.....	1
犯罪被害者週間創設記念大会.....	2~6
活動報告／幹事会・集会・弁護団会議の報告／報道おぼえがき／ <i>警視庁のこゝ案内</i>	7~14
運営の基本・会計／あとがき.....	15

犯罪被害者週間創設記念大会

日時 2006年11月25日（土）
場所 全水道会館4階大会議室

2006年11月25日に、当会が主催して犯罪被害者週間創設記念大会をおこないました。

当日は、被害者運動の先駆者である市瀬朝一さんの活動を紹介したビデオを放映しました。市瀬さんの思いに深い感銘を受けられた方が多かったようです。また、スクリーンに写真や図を映しながら、あすの会の歩みを説明しました。例年のシンポに比べると会場は狭くはありましたが、大勢の皆様にお越しいただき、盛会のうちに終えることができました。

以下、当日の模様を紹介いたしますので、ご覧ください。

挨拶

代表幹事 岡村 熱

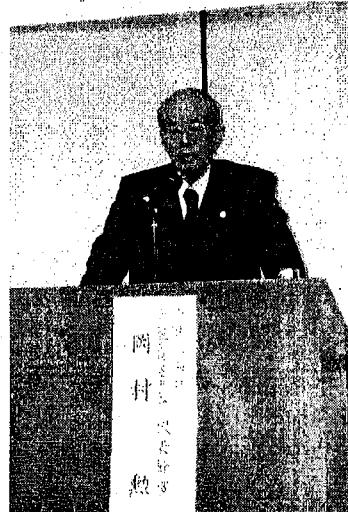
2005年の犯罪被害者等基本計画の策定で、毎年11月25日から12月1日までが犯罪被害者週間とされ、全国的に啓発活動その他の行事を行うこととなりました。これは、あすの会が長年主張してきたもので、本日は、第1回の幕開けの記念すべき日であります。

あすの会が、本日、犯罪被害者週間創設記念大会を開催いたしましたところ、週間の設立にご尽力くださった方々をはじめ、多数の皆様にご出席いただきまして、まことに有難うございます。とくに、森山眞弓元法務大臣から記念講演を、平沢勝栄内閣府犯罪被害者担当副大臣からご祝辞をいただきますことは、大変光栄に存じます。

2000年の1月23日、私共が犯罪被害者の会を設立し、犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を目指して活動を始めてから6年半がたちます。その間、犯罪被害者等基本法の成立、犯罪被害者等基本計画の策定をはじめ、犯罪被害者に対する認識は大きく変わってまいりました。

それについても、当会設立より30数年前に、一人息子を通り魔に殺害された故市瀬朝一氏が、独力で私財を投げ打って被害者の運動を推進された事実を、私たちは忘れてはなりません。私たちは、この犯罪被害者週間の第1日目に、市瀬朝一氏を偲び、顕彰することをメインに据えた記念行事をおこなうことといたしました。

本日は、NHKのドキュメンタリービデオ「犯罪被害者同盟ー市瀬朝一氏の闘い」を上映し、市瀬朝一氏の運動を支えてこられた飯島尚幸氏のご講演を伺って、故人を偲ぶとともに、私たちの今後の運動について決意を新たにする日としたいと存じます。



岡村熱代表幹事

講演「犯罪被害者運動の先駆者 市瀬朝一氏を偲ぶ」

長野県・伊那市議会議員／元犯罪による被害者補償制度を促進する会顧問 飯島 尚幸 氏

私は、昭和50年に、新聞記者として取材させていただいたのが市瀬朝一さんとの出会いのきっかけでした。以来、同じ長野県伊那地方の出身ということで親しくお付き合いをさせていただき、会の運営等にも携わってきました。

さて、朝一さんには、昭和41年当時、26歳の清さんという一人息子がいらっしゃいました。しかし、清さんは、ある日の帰宅途中、見知らぬ19歳の少年に刺されます。清さんは、入院先で、朝一さんにしがみつきながら「おやじ、悔しい。仇をとってくれ」と言い残し、朝一さんの腕の中で倒れ、亡くなつたのです。犯人は、同僚から「お前は弱虫だから人も殺せないだろう」と馬鹿にされたことが悔しくて、誰でも良いから殺してやろうと考えたとのことでした。

やがて訪れた裁判の日、初めて犯人と出会った朝一さんは、「お前か、息子を殺したのは。」と怒り、叫びました。しかし、犯人はただへらへらとしているだけでした。

裁判になり、朝一さんは裁判での被害者の立場を認識することになりました。被害者は法廷で話すこと

ができないばかりか、裁判の日も知らされません。他方、犯人は三食付きで、弁護士もつくのです。朝一さんは生まれて初めて法律を勉強しましたが、被害者を守り、金銭的援助をする法律はないと知りました。ここで朝一さんは、自分が国と闘い法律を作ることを決意したのです。

昭和 42 年 1 月、志を同じくする犯罪被害者遺族の千崎関吾さんと協力し、実質的な取り組みが始まりました。

朝一さんは全国どこへでも被害者の方々の訪問に出向きましたが、時には、「お金儲けのためか」などと辛く言われることもありました。その度に、「清、見ていてくれ」と声に出して自分を勇気づけ、活動を続けました。

やがて大手マスコミにも朝一さんの活動は紹介され、6 月、会の設立総会には 257 名の被害者遺族関係者が集まり、朝一さんが代表に選任されました。

会は署名活動を進め、国に補償を求めました。しかし、これに対する国の答えは素っ気ないものでした。朝一さんは、自分を奮い立たせ、さらに活動を進めましたが、資金不足もあり、年々、会全体の活動は停滞していました。そしてその激務のため、朝一さんは失明をしてしまいます。朝一さんはくじけそうになりましたが、聞こえてくる清さんの声を支えに活動に励みました。

そして昭和 49 年の三菱重工爆破事件をきっかけに、マスコミも犯罪被害者の実態や救済について報道するようになりました。報道を通じ、同志社大学法学部の大谷實教授と知り合い、初めて法律の専門家の協力を得られることになりました。二人それぞれが代表する会は合体し、立法化への活動が本格化します。その活動は国を動かし、昭和 50 年 7 月には、ついに朝一さんらが衆議院法務委員会で参考意見を語るまでに至りました。

この頃、朝一さんは、過労による心臓病で入退院を繰り返し、入院先から会員への指示やマスコミ対応をしていました。朝一さんは、かつての清さんのように、主治医の腕にしがみつき、「もう 2 年でいいから生きさせてくれ」と懇願しました。

しかし、昭和 52 年 1 月 16 日、朝一さんは立法の日を見ずにその生涯を閉じました。朝一さんは、強い意思を持った無私利の人でした。

昭和 55 年、犯罪被害者等給付金支給法が立法化されましたが、立法以前の被害についても さかのぼって 遅って補償するという制度は認められず、政府から届いたのは、感謝状一枚だけでした。

以上が市瀬朝一さんの闘いの生涯ですが、最後に、私としても、今後とも皆様の活動のお役に少しでも立てればと思います。

記念講演「犯罪被害者と私」

衆議院議員／元法務大臣

森山 真弓 氏

私は、昭和 25 年に労働省に入省し、婦人少年局に配属されました。当時の役所は男性ばかりで、女性がほとんどいませんでしたので、心細い思いでした。その後、昭和 34 年に木下真苗さんが入省し、私と同じ課に配属されました。私はたいへん心強く思い、何でも協力するので一緒に頑張りましょうと話し合いましたが、1、2 年後に私が他の部署に異動になってしまい、直接真苗さんと話をする機会は少なくなってしまいました。そのうちに、真苗さんが弁護士と結婚し、退職するという話を聞きました。私は、期待していた真苗さんが辞めてしまうのはとても残念だと思いましたが、心から幸福をお祈りしました。その時真苗さんがご結婚されたお相手が、岡村勲代表だったのです。その真苗さんが不幸にして亡くなられたという知らせを聞き、私は本当に仰天しました。その後、平成 15 年 7 月には、あすの会が集めた署名を法務大臣として初めて受け取ることになるなど、不思議な縁を感じております。そして、ご自分のためだけでなく、他の方々のために尽力されている岡村代表に、敬意を表する次第です。

私は、平成 13 年に法務大臣に就任しました。法学部卒とはいえ、法律に詳しいわけではありませんでしたが、国民が法律に親しみを持って安心して暮らせるように頑張ろうと決意しました。

就任早々、北朝鮮の金正男と思われる人物の不法入国や、熊本ハンセン病訴訟の判決などがあり、毎日色々な事件に振り回されていましたが、そんな中で、犯罪被害者の方々とお会いする機会がありました。交通事故被害者のご遺族とお会いした際、ご遺族は、交通事故にも色々あるが、加害者が酒に酔って運転



飯島尚幸氏

していたようなひどい場合には通常よりも重く罰してほしいということを訴えられました。私は、普通の感覚を持っていれば当然のことだと思い、すぐに検討するよう指示しました。その結果、その年のうちに、危険運転致死傷罪を新しく刑法に加えることができたのです。

また、その年6月に発生した大阪池田小学校事件のご遺族とも面会しました。本当に痛ましい事件で、お話を聞いて胸が詰まる思いでした。

ひとくちに犯罪被害といつても様々であり、そのすべてに一度に対応するのはなかなか難しいですが、犯罪被害者等基本法の制定から2年もたたないうちに、犯罪被害者等基本計画として258項目を提示することができました。そして、そのうちの8割程度には既に着手しています。

しかし、被害者に対する経済的支援については、財政との関係もあり、難しいところです。何とか気持ちだけでも示せないかということで、東京の杉並区や秋田県などで、ホームヘルパー派遣・生活資金の貸付けなどの支援が少しずつ始まっていますので、さらなる普及・定着をはかっていかなければならないと考えています。

犯罪被害者の問題は、ただ気の毒だというだけではなく、社会全体の温かさ・思いやりの問題として、国民一人一人が理解しなければなりません。そのためにも、みんながこの問題を自分の問題として考えるようなPRが求められていると思います。

自民党では、少しでも早く皆さんのご要望に応えられるように、上川陽子衆議院議員を中心にこの問題を取り組んでいます。市瀬朝一さんのお目に掛けたいと思うような状況を作り出し、血の通った被害者保護を実現するために、これからも皆さんのお知恵を貸していただきたいと思います。

祝　辞

衆議院議員／内閣府副大臣　平沢 勝栄 氏

犯罪被害者等基本法が、昨年4月に施行され、それ以降、政府は、昨年12月に基本計画を閣議決定するなど、総合的、計画的な政策を進めて参りました。しかし、政府の取り組みは、極めて遅すぎたものであり、その内容も未だ不十分なものではないかと思います。これからは、政府が、警察が、司法当局が、マスコミが、社会がしっかりとしなければならないと思います。岡村代表を始めとする全国犯罪被害者の会の方々が、少しでも被害者の尊厳が守られる社会になりますよう積極的に署名活動を進められ、当時の小泉総理に直接面会なさって、被害者の実情を訴えられるなど大変な努力をなさり、その結果、基本法の制定、基本計画の策定につながったわけあります。一番おかしなことは、犯罪の被害に遭われた方が先頭に立って活動しなければならないということです。こんなことは被害者がやることではなく、政府や警察がやることとして、今後は、真剣に考えていかなければならぬと思います。

以前、岡村代表に、菊池寛の短編小説「若杉裁判長」をご紹介しました。これは、加害者に対して非常に寛大な処分をしていた若杉裁判長という方が、自分が犯罪の被害に遭った途端、がらっと変わってしまったという話です。要するに、みんな犯罪被害者の立場から考えていないということで、この点を反省しなければならないと思います。

自民党の憲法改正案には、犯罪被害者の権利につき独立した1条が設けられていますが、これは当然のことだと思います。犯罪被害者の支援救済という対策がやっと軌道に乗りつつありますが、前途多難であります。我々政治家が、警察が、マスコミが、しっかりとしなければなりません。これからも、皆さんのお声を聞かせていただきながら、しっかりと取り組んでいきたいと思います。



森山貞弓氏



平沢勝栄氏

講演「世界の中でのわが国の犯罪被害者運動と今後」

全国犯罪被害者の会顧問／常磐大学理事長 諸澤 英道 氏

本日は、犯罪被害者週間創設記念大会おめでとうございます。

あすの会が発足して6年半がたち、このように発展し、日本の政策に影響を与えていることは非常に感慨深い思いです。

私は、日本の被害者支援活動は3つの誤りを犯していると考えてきました。

1つは、支援者が主役になり被害者は脇の方へ追いやられていると思うこと、2つ目は、被害者は支援される客体（対象）で、支援するのは被害者でないという役割付けがされていると思うこと、3番目は、マスコミの言う心のケア、癒し等という言葉は問題をぼかし被害者の気持ちを別の方に向けているだけのようだと思っています。

アメリカでは、毎年4月に全国犯罪被害者権利週間があります。被害者を考えるいろいろなアイディアによって、全米で人々の手作りの活動が展開されています。ヨーロッパでは、毎年2月22日が European Victim Days という被害者の日です。EU各地で、被害者支援のためのいろいろな行事が行われます。今回やっと日本にできた犯罪被害者週間は、被害者が主体となる犯罪被害者権利週間であって、犯罪被害者支援週間ではありません。これは大変な進歩だと思います。

これまででも被害者の会や被害者支援運動がありました。それらのほとんどが特定の事件事故、災害に関するものでした。豊田商事事件、日航機墜落事故、地下鉄サリン事件、北海道トンネル崩落事故、ガルーダインドネシア航空機墜落事故、和歌山毒カレー事件等、まだまだありますが、何か事件が起きたときに被害者を助けようという動きはたくさんありました。

しかし、被害者の一般的な地位の向上や権利の確立という活動は、市瀬さんのかつての取り組みと、現在のあすの会の活動の2つしかないのではないかでしょうか。そうしてみると、市瀬さんの取り組みは、我が国の被害者運動の原点のように思われます。

アメリカの犯罪学者ステファン・シェーファーは、犯罪被害者の地位には歴史的に3つの時期があると述べています。被害者が当然に報復できた黄金期、近代法の整備に伴う衰退期、そして今が、復興期なのです。社会の中で被害者は、忘れられ置き去りにされてきました。マージャリー・フライは、被害者を無視した近代法は正義に反すると述べています。

世界で初めて被害者補償制度を作ったのは1963年のニュージーランドです。その後、イギリス、ウェールズ、スコットランド、オーストリア、ベルギー、カナダ、デンマーク、フィンランドと、欧米のほとんどの国が補償制度を作りました。1985年には国連で「犯罪被害者の正義のための基本原則宣言（犯罪被害者人権宣言）」が採択されました。しかし、このことを取りあげた日本の新聞社はありませんでした。関係省庁の人達が帰国しても何も変わりませんでした。90年代初頭までの日本は、犯罪被害者に関して正に世界の島国でした。

その後、欧米諸国は被害者に関する国内法の整備を行いました。日本は何もしていません。被害者人権宣言から10年後、それぞれ各国が国内法を整備したはずだということで、専門家会議が開催されました。日本には何もありませんでした。

2000年にあすの会が結成され、間もなく犯罪被害者保護関連二法が成立しました。国会や省庁もやっと被害者に関心をもつようになってきました。

あすの会は、その後もヨーロッパ調査団の派遣や署名運動を行う等活発に活動を続けました。やっと日本の取り組みについて話せるようになってきました。すると、世界があすの会の取り組みに注目し始めたのです。欧米諸国は被害者支援や被害者政策の先進国ですが、世界の4分の3は、被害者について全くの手つかずです。日本は、欧米が20年30年かかったことを、5、6年で成し遂げているのです。あすの会の活動は、久しぶりに日本から世界に向けた発信です。

あすの会の活動はこれからが佳境です。日本が、被害者に優しい理想的な国になるよう願っています。ご静聴ありがとうございました。



諸澤英道氏

今後に向けて

代表幹事 岡村 熱

本日の第一回犯罪被害者週間創設記念大会は、成功のうちに終わることができました。森山眞弓先生、平沢勝栄先生、諸澤英道先生、飯島尚幸さんから心のこもったお話を頂きまして、誠に有難うございます。

なかでも、飯島尚幸さんのお話は、直接市瀬朝一さんの運動を支援してこられただけに、映像や、書籍ではわからない感動を覚えました。

当会を立ち上げようとした1999年には、私は不敏にして市瀬朝一さんことを全く知りませんでした。発起人の一人である渋谷さんから市瀬さんことを聞き、松竹映画「息子よ」のビデオを見て驚きました。

加害者に対して息子に頼まれた仇討ちをしたい。しかし、仇討ちは禁じられている。被害者補償制度を作ることによって仇討ちに代えたいという市瀬さんの深い思いに感銘を受けました。

私も妻が私の身代わりとなって亡くなつた以上、本当は仇を討つてやりたい、しかしそれは許されない。妻の死を風化させたくない。犯罪被害者の苦しみを知った以上、犯罪被害者が安心できる制度をつくれば、妻の死を風化させずに済むのではないかと考えました。私が長年所属した弁護士会からは何の支援もありませんでした。妻の事件について各地弁護士会は、テロを許さないという諸声明は出しましたが、私の所属する弁護士会を除いてはどこからも、声明文さえも送ってきませんでした。私は、弁護士会などに頼らず自分でやることとしました。

そして、5人の発起人とともに、犯罪被害者の会を立ち上げたのです。68歳で遺族になり、70歳で運動を立ち上げ、現在77歳になります。大勢の方から物心両面の援助も受け、支援の顧問弁護団もできました。妻の縁で森山元大臣をはじめ、多くの国会議員の先生方からもご支援いただいております。

30数年前、市瀬さん達は、大谷實先生という協力者がおられたとはいえ、文字通り孤軍奮闘、困難を極められたでしょう。その運動の土壤の上に立って、今日の私たちの運動があるのです。

犯罪被害者運動の草分け、市瀬さんを偲び、顕彰しつつ、さらなる私たちの努力を誓い、本日の記念大会を終わらせていただきます。有難うございました。

懇親会

大会終了後、同じビル内にある会場で懇親会をもつことができました。移動が楽だったせいか、受付で申込みのなかった人も多数参加してくださいり、40余人を予定していた会場に、62名の方がご参加くださいました。身動きをとるのがやっとでしたが、その分膝を交えての宴席となり、気持ちの同じ会員同士、また、支えてくださる弁護士さん、ボランティアさんとのお話もおおいに盛り上がりました。差し入れの漬け物、洋菓子、和菓子もあり、会場の狭さを気にしていた懇親会担当者としては、和やかに終了したこと感謝いたします。

活動報告

10月2日 最高検察庁主催「被害者保護・支援中央協議会」にて講演

岡村代表幹事が、最高検が初めて全国規模で実施した被害者対策担当者会議で、検事総長はじめ全国の高検、地検の幹部80人を対象に、犯罪被害者から見た検察のあり方について話した。

10月3日 第1回法制審議会刑事法（犯罪被害者関係）部会に出席

委員として岡村代表幹事、随行員として守屋弁護士、高橋弁護士が出席した。あすの会が作成した訴訟参加制度案要綱、附帯私訴制度案要綱に基づいて説明し、活発な議論がおこなわれた。

10月10日 豊ヶ岡学園（少年院）にて講演

内村幹事が、「被害者の視点を取り入れた教育」の一貫として、在園少年約40名および職員を対象に話した。被害者は、決して元の生活に戻ることができないこと、また、被害者本人だけでなく、家族も辛い思いをしていることを知り、同じことを繰り返さないように話した。

10月23日 NHK研修所にて講演

岡村代表幹事が、「放送倫理と人権」と題して、犯罪被害者の立場から、過剰取材、誤報、報道機関に望むことなどについて話した。

10月24日 第8回経済的支援に関する検討会に出席

構成員として白井弁護士、随行員として高橋弁護士が出席した。請求時効・併給調整・遡及適用・仮給付など経済的支援の制度のあるべき姿について討議した。

10月25日 森山眞弓衆議院議員を議員会館に訪問

岡村代表幹事、松村幹事、宮園幹事、田村会計監査が、あすの会の犯罪被害者週間創設記念大会における記念講演を依頼し、また今までのご協力に対するお礼を述べた。

10月25日 杉浦正健衆議院議員（前法務大臣）を議員会館に訪問

岡村代表幹事、松村幹事、宮園幹事、田村会計監査が、法務大臣在任中の謝意を述べ、今後のご協力をお願いした。

10月25日 飯島尚幸伊那市議会議員と懇談

岡村代表と松村幹事が、犯罪被害者週間創設記念大会の打ち合わせ等をした。

10月26日 東京三弁護士会主催「犯罪被害者支援担当者研修会」に参加

白井弁護士が、犯罪被害者支援をおこなう弁護士を対象に、経済的支援などについて講演し、関西会員が人形劇「悲しみの果てに～絶望～」を公演した。

10月27日 第2回法制審議会刑事法（犯罪被害者関係）部会に出席

委員として岡村代表幹事、随行員として京野弁護士、高橋弁護士が出席した。附帯私訴制度について活発な議論が行われた。

10月27日 山梨県・山梨県人権啓発活動ネットワーク協議会主催「人権啓発講演会」にて講演

本村幹事が「犯罪被害者の現状と必要な支援」と題して話した。

10月28日 大阪弁護士会・日本司法支援センター（大阪地方事務所）主催のシンポジウム「はじまつた『法テラス』による犯罪被害者支援～犯罪被害者支援における新しいネットワークを築くために～」に参加

関西会員が人形劇「悲しみの果てに～絶望～」を公演し、林幹事がパネリストとして「これから被害者支援ネットワーク」というテーマで発言した。

11月2日 第6回支援のための連携に関する検討会・第6回民間団体への援助に関する検討会合同会議に出席

構成員として林幹事、本村幹事、随行員として高橋弁護士が出席した。海外調査の結果報告と支援に関わる関係機関・団体の連携に関する現状について討議した。

11月6日 中山泰秀衆議院議員（犯罪被害者保護・救済特別委員会事務局長）を議員会館に訪問

京野弁護士と後藤弁護士が、訴訟参加、附帯私訴について説明した。

11月7日 平沢勝栄衆議院議員（内閣府副大臣）を議員会館に訪問

後藤弁護士と高橋弁護士が、訴訟参加、附帯私訴について説明した。

11月7日 第3回犯罪被害者等に関する国民意識調査企画分析会議に出席

構成員として松村幹事が出席した。犯罪被害者と国民一般の意識のギャップを調査する調査票の最終案が

決定された。

11月9日 平沢勝栄衆議院議員を議員会館に訪問

松村幹事が、犯罪被害者週間創設記念大会での挨拶を依頼した。

11月10日 日本大学文理学部社会学科にて講演

松村幹事が「犯罪被害者と人権」と題して話した。

11月10日 みやぎ被害者支援センター・宮城県警主催「犯罪被害者週間・県民のつどい」にて講演

本村幹事が、被害者がどんなときでも相談できる場所が必要であると支援体制の充実を訴えた。また、被害者確認が速やかに行えるような制度の必要性を述べた。

11月14日 第3回法制審議会刑事法（犯罪被害者関係）部会に出席

委員として岡村代表幹事、随行員として京野弁護士、高橋弁護士が出席した。訴訟参加、公判記録の開示について意見交換をした。

11月16日 司法記者クラブにて会見

岡村代表幹事、高橋弁護士、後藤弁護士、松村幹事が出席した。犯罪被害者週間創設記念大会の開催および法制審議会刑事法（犯罪被害者関係）部会での審議状況について話した。

11月17日 紀の国被害者支援センター主催「和歌山犯罪被害者支援特別講演～生命を見つめて～犯罪被害者からのメッセージ～」にて講演

本村洋幹事が、「犯罪被害者の現状と必要な支援」と題して話した。被害者の刑事裁判へのかかわり方について「事件の真相を知ることが、立ち直るきっかけになる。被害者が裁判官や被告に自由に意見を言えるようにすべきだ」などと訴えた。

11月20日 新潟県被害者支援連絡協議会総会の「被害者支援講演会」で講演

宮園幹事が、協議会会員、警察職員、ボランティア等200人を対象に、「何の罪もない被害者への支援は加害者に比べて不十分だ」などと訴え、犯罪被害者への補償や権利確立の必要性を指摘した。

11月24日 第9回経済的支援に関する検討会に出席

構成員として白井弁護士、随行員として池田弁護士が出席した。経済的支援の対象とする犯罪被害の程度、テロ事件の被害者等に対する特例的措置、経済的支援に関するアドバイザー制度について、基金の財源・認定機関・不服申立機関について討議した。

11月25日～12月1日 初の「犯罪被害者週間」

11月25日 全国犯罪被害者の会（あすの会）が「犯罪被害者週間創立記念大会 犯罪被害者運動の歩みと今後～故市瀬朝一氏を偲んで～」を開催

犯罪被害者週間の第一日目に初の大会を開催した。詳細は本文参照。

11月27日 内閣府主催「『犯罪被害者週間』国民のつどい 中央大会（東京）～犯罪被害者の権利利益の保護が図られる社会に向けて～みんなで守る、考える」にて講演

岡村代表幹事が、「犯罪被害者週間～犯罪被害者として思うこと」と題して、基調講演をおこない、国民誰もが被害に遭う可能性がある、被害を自分の事と考える人が増えれば犯罪も減るのではないかと述べた。また、そのあとにおこなわれたパネルディスカッション「これから犯罪被害者等施策について」のパネリストも務めた。

11月27日 高橋弁護士が、朝日ニュースター（ケーブルテレビ）「ニュースの深層 evolution」で、犯罪被害者週間を受けて犯罪被害者の人権について話した。

11月28日 岡山県主催「犯罪被害者支援講演 in おかやま」にて講演

林幹事が、県民、関係機関・団体職員等を対象に、「犯罪被害者の権利と支援について」と題して話した。

11月29日 森山眞弓衆議院議員と平沢勝栄衆議院議員を議員会館に訪問

松村幹事が犯罪被害者週間創設記念大会での講演・挨拶のお礼に伺った。

11月30日 島根県被害者支援連絡協議会にて講演

藤田幹事が、会員及び警察職員を対象に犯罪被害者の心理について話した。

12月1日 第4回法制審議会刑事法（犯罪被害者関係）部会に出席

委員として岡村代表幹事、随行員として守屋弁護士、高橋弁護士が出席した。訴訟参加制度について大筋が決まった。

12月1日 内閣府・大阪府主催「『犯罪被害者週間』国民のつどい 大阪大会～みんなで考えてみませんか。被害にあうということ～」に参加

関西会員が、遺族や被害者家族、府民ら約250人を対象に、人形劇「悲しみの果てに～絶望」を公演した。その後、パネルディスカッションで林幹事、高松由美子会員がパネリストとして発言した。

12月1日 筑紫女学園大学にて講演

藤田幹事が、「犯罪被害者週間についてーあすの会の活動ー」と題して話した。

12月7日 第7回民間団体への援助に関する検討会に出席

構成員として林幹事が出席した。民間団体による犯罪被害者等への支援の在り方と、国による民間団体への援助の在り方について意見交換した。

12月7日～8日 岡村代表幹事が、NHKラジオ深夜便「こころの時代」に「天命の中で人事を尽くす」と題して出演した。

12月11日 第7回支援のための連携に関する検討会に出席

構成員として本村幹事が出席した。「犯罪被害者等の支援に携わる関係機関・団体の連携に関する現状把握調査」(連携調査)について、最終結果報告を行った。連携調査結果を元に「更なるネットワークの構築(既存のネットワークの拡充、連携強化方策)」の提言案について議論を行った。

12月12日 長浜市立東中学校にて講演

一井会員が、3年生を対象に、被害者の人権、命の尊さ等について話した。

12月13日 警察庁を訪問

後藤弁護士の紹介で、岡村代表幹事ほか会員6人が漆間警察庁長官、太田刑事企画課長を訪問し、「国費による懸賞金制度」の実施を要望した。その後、来年度から1,000万円が懸賞金の予算としてつけられる見込みとなった。

12月13日 三鷹市連雀地区住民協議会主催の雑学大学にて講演

猪野幹事が、「明日はあなたの身に」と題して、被害者のおかれる立場について話した。

12月13日 東洋大学社会学部細井ゼミにて講演

松村幹事が、「犯罪被害者の人権」と題して学生に話をした。

12月14日 第2回基本計画推進専門委員会等会議に出席

構成員として岡村代表幹事、随行員として高橋弁護士が出席した。内閣府における検討会の状況報告及び各省庁から作業の状況報告がされた。

12月14日 自由民主党「司法制度調査会」・「犯罪被害者保護・救済特別委員会」合同会議に出席

岡村代表幹事、京野弁護士、松畠弁護士が出席した。法制審議会での附帯私訴・被害者の司法参加に関する検討状況について法務省よりヒアリングがおこなわれた。

12月15日 上川陽子衆議院議員、早川忠孝衆議院議員を訪問

岡村代表幹事が附帯私訴、訴訟参加制度について、あすの会の修正意見を説明した。

12月15日 北海道家庭生活総合カウンセリングセンター主催「一般公開講演会」にて講演

本村幹事が「憤怒と悲嘆の狭間で考える事～犯罪被害者に求められる支援～」と題して話した。

12月16日 桶川ストーカー事件国賠訴訟を支援する会主催の報告会に出席

猪野幹事、松村幹事と3名の会員が出席した。「桶川ストーカー事件」を巡る3つの裁判が今年すべて終結したことを受け、遺族や弁護団が裁判の結果などを報告する集会が行われた。詩織さんの友人や、ジャーナリズム関係者、支援者ら約70人が参加した。

12月19日 第5回法制審議会刑事法(犯罪被害者関係)部会に出席

委員として岡村代表幹事、随行員として京野弁護士、高橋弁護士が出席した。訴訟参加制度について意見交換した。

12月19日 都立足立高校定時制課程セーフティ教室にて講演

辻内衣子会員が、生徒、保護者、住民代表者、教職員(区内の他校の教職員含む)約70名を対象に、「青少年の非行・犯罪被害防止について」と題して話した。警察の担当者の話に続いて30分ほど犯罪被害に遭うということはどういうことなのかを中心に話した。静かに聞いてくださいり、直接話を聞くことで犯罪被害者の状況がよく分かったとの感想をいただいた。

12月20日 第10回経済的支援に関する検討会に出席

構成員として白井弁護士、随行員として高橋弁護士、池田弁護士が出席した。課徴金制度について、金融庁から説明があった後、國松構成員の提出資料に基づき、活発に議論が行われた。

12月22日 東京大学教養学部「法と社会と人権ゼミ」にて講演

松村幹事が、「マスメディアと犯罪被害者の人権」と題して学生に話をした。

12月27日 平沢勝栄衆議院議員を訪問

岡村代表幹事が、訴訟参加制度、補償制度について検討状況の説明及び協力の要請をした。

12月27日 鈴木八恵子会員が、事件を担当した村瀬正明検察官（法務省法務総合研究所 研修第二部 教官）と岡村事務所で面会した。鈴木会員は、事件当時、村瀬氏にやさしく接してもらい、再会したいと思っていたが、岡村代表幹事が10月2日に最高検で講演したことがきっかけで実現した。

12月28日 第6回法制審議会刑事法（犯罪被害者関係）部会に出席

委員として岡村代表幹事、随行員として守屋弁護士、高橋弁護士が出席した。附帯私訴、訴訟参加について審議した。活発に意見が出された。

幹事会の報告

第63回 平成18年10月8日（日）出席者6名

11月25日開催の「犯罪被害者週間創設記念大会」に向けての打ち合わせを行いました。全て予定通り順調に進んでいることが確認されました。訴訟参加、附帯私訴等が諮問された法制審議会の検討状況については、残念ながら、基本法の精神—司法は犯罪被害者のためにもある—ということを理解しておられない委員の方がおられて、岡村代表が奮闘しているので、なお一層の我々の協力・応援が不可欠である旨報告されました。

内閣府が、犯罪被害者と国民一般の意識の違いを調査することについて企画しており、会に協力要請がきていたので、協力することにしました。

また、会員から検事に対する不満について情報を収集しましたが、それにならって、警察、弁護士、裁判所に対する不満についても情報を収集しておくことが、犯罪被害者の司法参加の一助になることを話し合いました。

関東集会の報告

第55回 平成18年10月14日（土）参加者19名（会員13名）

今回はニューヨークのテロで息子さんを亡くされ、日本の遺族の方々と連絡を取り合おうと考えていらっしゃる新会員の住山さんのお話を伺うことができました。

あすの会が11月25日におこなう犯罪被害者週間創設記念大会の内容について、説明と話し合いがおこなわれました。会員が協力して、大会を盛り上げようということで意見が一致しました。

また今後、こどもたちに被害者の実状を知つてもらうために、中学、高校に対して、被害者による講演をおこなうよう働きかけていくことについても、会員から協力するという声があがり心強さを感じました。

最近の報道の中から、執行猶予者への保護観察の強化、分離裁判制度、殺人と時効、死刑制度、ストップした法テラスについて、その実情および理解を深めるための説明がありました。各自がより知識を深めることで、今後のあすの会の活動を進めていこうと意識が盛り上がりいました。

第56回 平成18年11月18日（土）参加者22名（会員16名）

11月25日に開かれる全国犯罪被害者の会主催の犯罪被害者週間創設記念大会についての説明や討議を中心に進められました。内閣府や他団体もいろいろな行事を計画し、それぞれの立場から発信する予定と報告されました。

あすの会の記念大会は、会員やボランティアの方々や当会を支援してくださっている方々の多大な協力のもと、手作りで、心の通った、しかも充実した内容になりそつだと聞き、皆一様に、我々の会の運動もやつとここまで来たのだという思いで一杯でした。

その後、岡村代表が委員にならっている法制審議会刑事法（犯罪被害者関係）部会の活動状況の報告がされました。「附帯私訴」、「訴訟参加」がどこまで認められるか、私達の気持ちが少しでも反映されるよう願わざにはいられません。

第57回 平成18年12月16日（土）参加者19名（会員13名）

11月25日に実施された犯罪被害者創設記念大会についての反省、感想が本日の第一の話題になりました。先ず、第一回目の犯罪被害者週間（11/25～12/1）の初日に大会を実施したことが、マスコミへのアピール効果があったのではないかという感想が多く出ました。また、講演していただいた森山眞弓氏、平沢勝栄氏、諸澤英道氏、あすの会代表岡村弁護士それぞれが、この大会に向けての熱い想いをのべてい

ただき、また、飯島尚幸氏の講演では、被害者運動の先駆者である市瀬朝一氏の詳しい人柄、活動を知ることができ、感銘を受けました。

次いで、高橋弁護士が取材を受けられた、朝日ニュースター（CS）の番組「ニュースの深層 evolution」のビデオを視聴しました。その後、高橋先生ご本人から犯罪被害者の立場を具体的にお話しいただき、感謝しました。

法制審議会の報告では、犯罪被害者等基本計画の具体化もあと一步のところまでできている感を受けました。被害者は支援されるべきかわいそうな対象ではなく、権利の主体であることを確認しました。

＜次回以降のお知らせ＞

3月17日（土）、4月14日（土） 13時～17時

東京文化会館 台東区上野公園5-45 TEL 03(3828)2111

会費 1,000円

関西集会の報告

第66回 平成18年10月1日（日） 参加者21名（会員16名）

林幹事から11月25日にあすの会の犯罪被害者週間の企画として東京で大会が行われること、また内閣府の主催による、犯罪被害者週間のポスター選定と、被害者調査に会員として協力してほしいという報告がありました。

また、12月1日に内閣府と大阪府が行う犯罪被害者週間の企画である「国民のつどい 大阪大会」に、あすの会会員による人形劇が参加することになりました。

引き続いて、9月22日の女子少年刑務所（交野女子学院）見学の報告がありました。少年少女の非行の80%は両親の離婚が原因だそうです。その他、犯罪被害者問題を取り上げた2つのテレビ番組、＜凶悪事件の公的懸賞金制度（毎日放送ムーブより）、奈良女子誘拐殺人事件の裁判傍聴を続けた安丸会員を取り上げた番組（読売テレビ夕方のニュースより）＞を会員で視聴し、討論しました。

第67回 平成18年11月5日（日） 参加者27名（会員数17名）

矢野夫妻より、子息（矢野真木人）の殺人事件に関して、重篤な慢性鑑定不能型統合失調症と診断された精神障害者である犯人の野津純一に対して、懲役25年の判決が確定したことが報告されました。矢野夫妻の言によれば、従来は「統合失調症＝無罪」の公式が一人歩きしていたが、矢野真木人殺人事件の裁判で、統合失調症の患者といえども、殺意と事理弁識能力を厳しく検定したことが今回の裁判で画期的な事でした。この論理はヨーロッパ諸国では普遍的に採用されている裁判倫理であるとも報告されました。

矢野夫妻は、今後も精神障害者による殺人などの犯罪はゼロにはならないので、将来殺人事件などが発生した時には、会員が協力して「精神障害＝心神喪失＝無罪」という単純な図式が繰り返されないような、会としての対応が必要であると示唆しました。また、今後、日本で精神障害者の犯罪に、刑法第39条が安易に適用される状況に対応するために、会としても視点の転換が必要であると指摘されました。

第68回 平成18年12月3日（日） 参加者21名（会員数17名）

今回は、関東より自主参加の会員もおみえになりました。大阪のテレビ局の死刑制度を取り上げた番組を視聴し、ディスカッションを行いました。また、現在行われている法制審議会で、岡村代表が奮闘されているご様子も報告されました。

また、今年度創設された犯罪被害者週間におけるあすの会の記念大会や、全国4ヶ所で行われた国民のつどいについて、参加した会員より画像や映像を用いて報告がありました。中でも大阪大会では、府内43市町村のうち12市町村しか参加の申し込みがなかった事、地方自治体が支援主体であるのに「専門部署がない」、「担当部署が明確に決まっていない」等の理由で参加を断った自治体が多く、基本法には地方公共団体の責務であると明記されているが、まだよく理解されていない現状です。全国どこであっても、ときれりがない被害者支援が行われるよう、広報、啓発していかなければいけません。

＜次回以降のお知らせ＞

3月4日（日） 13時～17時

此花会館・梅香殿 大阪市此花区西九条5-4-24 TEL 06(6461)1547

4月1日（日） 13時～17時

クレオ大阪西 大阪市此花区西九条6-1-20 TEL 06(6460)7800

会費 1,000円

九州集会の報告

第25回 平成18年11月26日(日) 参加者7名(会員2名)

前日、東京で開催された犯罪被害者週間創設記念大会の報告が、参加した会員からなされました。市瀬朝一氏が、犯罪被害者の置かれた悲惨な現状を訴えて立ち上がってからの活動と、それを引き継ぐ形になったあすの会のこれまでの流れについて、全員で話し合いました。会員から、自分たちの活動が歴史の中で、あるいは世界の中で位置付けられていることを誇りに思えるという意見がありました。九州での活動は困難も多いが、続けていくことに意義があることを改めて全員で確認しました。

公的懸賞金制度が導入されることについては、歓迎する意見が多くありました。ただ、どの犯罪が重要なのかどう判断するのかなど、運営を公平にしてもらいたいとの意見が出されました。また、過去に懸賞金を出して犯人逮捕につなげた古賀氏より、現在懸賞金をかけるか悩んでいる被害者が九州にいることが報告されました。会員からは、なぜ懸賞金を被害者が出さなければならないのだろうかという素朴な疑問も出されました。

加害者が控訴してきた殺人事件の被害者(会員)から、裁判のたびに味わわれる被害者の苦しみの訴えがありました。

<次回以降のお知らせ>

3月25日(日) 13時~17時

福岡県農民会館 福岡市中央区今泉1-13-19 TEL 092(761)6550

弁護団会議の報告

第13回 平成18年10月16日(月) 参加者9名

まず、10月3日に行われた法制審議会(第1回)の報告がなされました。附帯私訴について実質的な議論が行われたとのことです。あすの会の附帯私訴制度案要綱を出発点として議論が進められていたので、非常に良かったとのことです。

次に、あすの会が作成した附帯私訴・訴訟参加制度案要綱について法務省が問題点を指摘したことから、それについて議論が行われました。

最後に、補償制度に関する要綱案について内容の検討が行われました。被害者に支払われる補償金をどのような性格のものと考えるか、補償金として一時金を支払う他に、被害者にどのような補償を行うべきかについて議論が行われました。

第14回 平成18年11月6日(月) 参加者10名

法制審議会に参加をしている先生方より、その報告がなされました。

法制審議会においては、「被害者から加害者に対する損害賠償請求に関して刑事手続の成果を利用する制度について、具体的な事例において、どのようになすべきか。」という話し合いがなされているとのことであり、「附帯私訴」については、実現に向けての準備が進められているとのことです。

一方、未だ「訴訟参加」については、法務省、日弁連及び学者からの反対や疑問視をする声も多いため、当会として、「訴訟参加」という制度の必要性や有用性について、どのように説明すべきかということについて、話し合いを行いました。

第15回 平成18年11月10日(金) 参加者7名

法制審議会の審議状況等について報告がなされ、次回の配布資料に沿って検討がなされました。

また、内閣府の経済的支援に関する検討会の状況について報告がなされ、いかなる経済的支援が必要か、法案の内容はどのようなものであるべきかという点について、自動車損害賠償責任保険制度を参考にしつつ、検討を行いました。

第16回 平成18年11月20日(月) 参加者10名

法制審議会の審議状況等について報告がなされました。附帯私訴、公判記録の閲覧・謄写範囲の拡大、被害者情報の秘匿、訴訟参加の各項目に関する法務省の論点整理ペーパーに沿って、検討が行われました。

また、内閣府の経済的支援に関する検討会への対応のため、必要な被害者に対する経済的支援のあり方について検討しました。その際、日弁連犯罪被害者支援委員会が作成した補償制度要綱や昭和50年当時法務省が検討していた「犯罪被害者補償制度」について当時の新聞記事を参考に検討しました。

第17回 平成18年11月24日(金) 参加者9名

法制審議会の審議状況等について報告がなされました。特に、附帯私訴、訴訟参加に関して、具体的にどのような制度を求めていくかということについて検討が行われました。

また、内閣府の経済的支援に関する検討会への対応のため、必要な被害者に対する経済的支援のあり方について、他の諸制度、諸外国の制度等も踏まえ、検討しました。

第18回 平成18年12月12日(火) 参加者11名

平成18年12月19日に開かれる第5回法制審議会に向けて、被害者が刑事裁判に直接参加するにはどのような制度が望ましいかについて検討しました。特に、被害者が被告人や証人に対して尋問したいと思うのは具体的にどんな場合か(必要性)、法律的にどのような要件があれば被害者による尋問が実現するか(許容性)について考えました。

また、被害者の公判記録閲覧制度に関し、公判前整理手続が始まったことによって、第1回公判期日後に閲覧できるという現行の制度では、開示後、審理までに記録を検討する時間が十分にとれないことが考えられます。そこで、公判前整理手続に付された事件については、少なくとも証拠決定がされた後に、記録を閲覧できる制度にするよう求めることにしました。

第19回 平成18年12月18日(月) 参加者12名

法制審議会及び経済的支援に関する検討会に参加をしている先生方より、その報告がなされました。

法制審議会において、現在、「犯罪被害者等が刑事裁判に直接関与することができる制度」(当会においては、「訴訟参加」と呼んでいます。)について、徐々に具体的な話がなされてきているとのことです。

当該会議においては、犯罪被害者等の刑事裁判への参加が、より実効的になされるために何が必要であるかを話し合っており、特に、第1回目の刑事裁判が開かれる以前に、犯罪被害者等が刑事記録入手して、裁判に対して十分に備えられるようにする方法について話し合いました。

また、経済的支援に関する検討会においては、犯給法の支給金額の上限を上げるという話は出ているものの、現在の犯給法においては、単に上限金額が低いということが問題なのではなく、その支給金額の計算方法にこそ問題があるため、新たに犯罪被害者等の損害を補償するための制度として、どのような制度を設けるべきかの話し合いました。

第20回 平成18年12月26日(火) 参加者8名

平成18年12月28日に開かれる第6回法制審議会に向け、主に、犯罪被害者の刑事裁判への直接参加について検討しました。

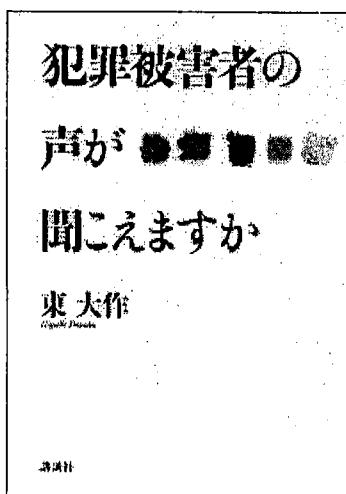
刑事裁判に参加した被害者が、裁判上、どのような法的地位を有するものとすべきか検討を行った他、公判期日への出席、証人尋問、被告人への質問、意見陳述について、それぞれ具体的な方法、要件などについて検討を行いました。

報道おぼえがき

- 10月2日 東京都品川区の製麺所夫婦強殺事件で中国人の被告に死刑判決が下る(東京地裁)。
- 10月2日 法テラスが全国で業務を開始する。
- 10月10日 奈良女児誘拐殺人事件で小林被告が控訴を取り下げ、死刑が確定する(奈良地裁)。
- 10月11日 山梨県都留の労働者殺人事件で元社長に死刑判決が下る(甲府地裁)。
- 10月12日 栃木県妻ら2人殺害事件で被告の死刑が確定する(最高裁)。
- 10月14日 長野県佐久市で、母親が次女にストーカー行為をしていた男に殺害される。
- 10月16日 愛知県知多市の家族6人殺害事件で無期懲役の判決が下る(名古屋地裁)。
- 10月17日 福岡県大牟田市の4人殺害事件で、4被告のうち妻と二男に死刑判決が下る(福岡地裁久留米支部)。
- 10月19日 大阪府寝屋川市の教職員殺傷事件で当時17歳の少年に懲役12年の判決が下る(大阪地裁)。
- 10月25日 大阪市内などで女性14人に乱暴した被告に無期懲役の判決が下る(大阪高裁)。
- 10月26日 奈良県母子放火殺人事件で長男の少年院送致を決定する(奈良家裁)。
- 10月26日 東京都練馬区で男が3警官を刺す。
- 10月27日 栃木県宇都宮市で男が車をぶつけて2児に重軽傷をおわせ、なたで通行人を刺す。
- 11月1日 香川県丸亀市で少年が64歳男性を殺害する。
- 11月2日 千葉県旧松尾町の同窓会帰り8人ひき逃げ事件で懲役20年の判決が下る(東京高裁)。
- 11月13日 福岡県連続女性殺害事件で被告に死刑判決が下る(福岡地裁)。

- 11月13日 秋田県大仙市の用水路で遺体で発見された男児の母親と友人男性が殺害容疑で逮捕される。
- 11月17日 静岡市の語学学校理事長刺殺事件の中国人男性に無罪判決が下る（静岡地裁）。
- 11月19日 愛知県岡崎市で、ホームレスの女性が少年を含むグループに殺害される。
- 11月21日 内閣府が初の「犯罪被害者白書」を発表する。「犯罪被害者等基本計画」に基づく施策の実施状況を報告するため、毎年発行される。
- 11月24日 名古屋・福岡強殺事件で2人殺害の被告の死刑が確定する（最高裁）。
- 11月25日～12月1日 犯罪被害者週間
- 11月28日 長野県松本市の市道で女性が殺害されているのがみつかる。
- 11月29日 愛知県岡崎市女子大生刺殺事件で当時17歳の少年に懲役12年の判決が下る（名古屋地裁岡崎支部）。
- 12月1日 板橋両親放火殺害事件で当時15歳の長男に懲役14年の判決が下る（東京地裁）。
- 12月7日 警察庁が犯罪被害者に捜査状況をきめ細かく連絡することを決め、全国の警察本部に通達を出す。
- 12月13日 大阪市姉妹殺害事件で被告に死刑判決が下る（大阪地裁）。
- 12月15日 大阪府平野区の母子殺害事件で被告に死刑判決が下る（大阪高裁）。
- 12月15日 愛知県新城市の誘拐殺人事件で2審も無期懲役の判決が下る（名古屋高裁）。
- 12月18日 茨城県水戸市両親殺人事件で当時19歳の長男に無期懲役の判決が下る（水戸地裁）。
- 12月18日 石川県金沢市夫婦強殺事件で当時17歳の少年に無期懲役の判決が下る（金沢地裁）。
- 12月18日 山口県の徳山高専女子学生殺害事件で、自殺学生を不起訴処分にしたと山口地検が発表する。
- 12月19日 神奈川県座間市内などで2人殺害・放火の事件で、被告に無期懲役の判決が下る（横浜地裁）。
- 12月19日 マブチモーター会長宅放火殺人事件で守田被告に死刑判決が下る（千葉地裁）。
- 12月21日 茨城県鉾田市の連続女性殺人事件で2審も死刑判決が下る（東京高裁）。
- 12月15日 日弁連が、犯罪被害者が刑事裁判へ直接関与することに反対する意見書を公表する。
- 12月21日 大阪府が、犯罪被害者等基本法が制定されて以降、全国で初めて独自に犯罪被害者等支援のための取組指針を策定する。
- 12月22日 静岡県焼津市で母子3人が殺害されているのがみつかる（ブラジル人男性が指名手配中）。
- 12月25日 4名に死刑が執行される。
- 12月26日 名張毒ぶどう酒事件で再審開始の取り消しが決定する（名古屋高裁）。
- 12月28日 東京都世田谷区で22歳女性が飲食店同僚の男に絞殺される。

書籍のご案内



あすの会の活動を紹介した書籍です。

書名 「犯罪被害者の声が聞こえますか」
著者 東 大作（ひがし・だいさく）
出版社 講談社
値段 1,995円（税込み）

お近くの書店にない場合は、下記までご連絡ください。

○講談社読者ご注文係

〒112-8001 東京都文京区音羽 2-12-21

TEL 03(5395)3676

○金高堂朝倉ブックセンター

〒780-8085 高知県高知市大谷公園町 20-15

TEL 088(840)1363

運営の基本

【会員】

会員は、生命・身体に関わる犯罪被害者及びその近親者で、当会に入会申込書を提出し、幹事会が認めた方に限ります。

【ボランティア】

ボランティアとしてご協力いただける方はお申し出ください。登録用紙をお送りします。必要に応じて各種応援をしていただきます。

【報道】

当会の活動は、マスコミを通して積極的に報道してもらいますが、プライバシーは十分守ります。会員の希望により、匿名・映像カット等の措置をとります。

また、会員の承諾なしに会の知り得た情報は漏らしません。プライバシーの保護には、十分留意いたします。

会計

当会は、会費を徴収しておりません。事務運営、事務所管理、ニュースレター発行、郵便、通信料などの諸経費は、発足以来、全て支援者の寄付金で賄われています。

ご寄付いただきました方々には、改めて厚く御礼申し上げます。引き続き皆様のご支援を心よりお願い申し上げます。

寄付金のお振り込み先

□郵便局

00170-6-100069 「あすの会」

□三井住友銀行 丸の内支店

(普) 6577163 「あすの会 代表幹事 岡村 熊」

□三菱東京 UFJ 銀行 丸の内支店

(普) 2149873 「あすの会 代表幹事 岡村 熊」

おねがい

ニュースレターに対するみなさまのご意見・ご感想をお寄せください。取り上げてほしい記事などがございましたら、お知らせください。

どうぞ、よろしくお願ひ申し上げます。



法廷付き添い

事件を思い出す裁判傍聴に 私達が付き添います！

当会では、被害を受けた方が法廷で心細い想いをしないように、付き添いサービスを行っています。付添人は、当会が依頼したボランティア・会員の人達です。

調整がつかない等ご要望に添えない場合もありますので、あらかじめご容赦ください。

付き添いを希望される方は、事務局までお問い合わせください。その際、下記の点についてお聞きすることになりますので、お手元に資料をご用意くださいますようお願ひいたします。

- 犯罪被害者名
- 主な縁故者と被害者の関係
- 被告人名
- 裁判所名・公判係属部
- 前回の公判日（傍聴券必要の有無）
- 次回の公判期日
- 付添を希望する者への希望（年齢等）
- 起訴状のコピー送付の可否

無料法律相談

弁護士による無料の法律相談を毎週木曜日に行っています。

生命・身体に関わる犯罪被害にあられた方、およびそのご家族でお困りの方は、お気軽に電話ください。

□ PM 1:00 ~ 4:00

□ 03-5319-1773



あとがき

今号は、皆様のあたたかいご支援のおかげで、熱気に包まれて開催された「犯罪被害者週間創設記念大会」を特集しました。30年前の市瀬朝一さんの記録ビデオが、今でも新鮮に見えたのには驚きました。先人の意志を継ぎ、犯罪被害者等に優しい補償制度の確立こそ今後の大きな目標の一つであることを再確認した大会でした。今後もご協力をお願い申し上げます。